

中小企業等協同組合法施行令等と異なる部分について

労働者協同組合法は、中小企業等協同組合法等を参考に作成されたが、両者で異なる部分もあるため、法律の委任を受けた政省令についても、以下の点等異なる部分がある。

1. 中小企業等協同組合法施行令と労働者協同組合法施行令案で異なる部分

組合員監査会(組合員の総数が20人を超えない組合に、監事に代えて、置くことができる理事以外の全ての組合員をもって組織するもの。以下、「監査会」という。)は、労働者協同組合法独自の制度であるため、中小企業等協同組合法施行令にはこれに関する規定がない。

- 監査会の職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え
- 監査会設置組合の役員の実任の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え等
- 監査会設置組合と理事との間の訴えについて準用する会社法の規定の読替え

2. 中小企業等協同組合法施行規則と労働者協同組合法施行規則案で異なる部分

- 会計監査人監査組合の連結決算関係書類(中協則第75条～第81条)について

連結決算関係書類は、一定基準を超える事業規模の共済事業を行う組合が作成しなければならないこととなっている。労働者協同組合には、共済事業に関する規定(中協法第40条の2に相当する規定)がないため、労働者協同組合法施行規則案にもこれに関する規定がない。

- 財産目録(中協則第82条)について

労働者協同組合は、中小企業等協同組合と異なり、財産目録を作成しなければならないことになっていないため(労協法第51条第2項と中協法第40条第2項の違い)、労働者協同組合法施行規則案にもこれに関する規定がない。

- 附属明細書について

労働者協同組合は、中小企業等協同組合と異なり、附属明細書を作成しなければならないことになっているため(労協法第51条第2項と中協法第40条第2項の違い)、労働者協同組合法施行規則案にはこれに関する規定がある。

- 指定紛争解決機関について(中協則第182条の2～第182条の15)

これは金融 ADR に関する規定であるが、中小企業等協同組合と異なり、労働者協同組合には、共済事業に関する規定(中協法第40条の2に相当する規定)がないため、労働者協同組合法施行規則案にもこれに関する規定がない。